

●漢方薬などの医薬品の郵送等販売を全面規制する省令に反対します。

●電話により薬剤師および登録販売者と情報交換ができる場合には、漢方薬などの医薬品の

郵送等による販売を認めていただけるようお願いいたします。

○※1 「一般用医薬品第三類」以外の医薬品

※2 「一般用医薬品第三類」以外の医薬品

(要処方せん薬を除く)

【請願主旨】

平成21年6月の改正薬事法の施行に伴い、「一般用医薬品第三類」以外の医薬品の郵送は、全て禁止となっております。現在私たちは、遠隔・病床・高齢などの理由で来局できない多くの患者の方々に、漢方薬などの医薬品を薬局・店舗より郵送していますが、この郵送による販売が全て禁止されてしまいますと、これまで確保されていた医薬品の継続的な入手・服用が途切れてしまい、患者の方々が重大な健康被害を被る可能性があります。現在お送りしております医薬品は、漢方薬をはじめとして専門性の高い医薬品が多く、患者の方々の住所地等では代替医薬品を求めることが大変に困難なものです。従って、郵送等による医薬品販売を規制し、これまで問題なく入手できていた医薬品の継続服用を途絶し、その結果患者の方々に健康被害や日常生活への著しい支障をもたらす可能性のある今回の省令は、極めて脅威的であり、到底認めることができません。「一般用医薬品第三類」以外の医薬品の郵送等販売を全面規制する今回の省令の見直しをお願いいたします。

尚、私たちが求めている郵送販売は、無分別な購入および販売を助長するインターネット販売とは一線を画すものです。この主旨にご賛同いただける方々は、是非ご署名をお願い申し上げます。

[illegible]

患者の皆様へ…実際に医薬品の郵送が禁止された場合、お困りになることを具体的に記入ください。

--	--	--	--	--	--	--